

《clover Kitaca特約》

第1条（本特約の目的）

本特約は、株式会社北洋銀行（以下「当行」という。）、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）及び北海道旅客鉄道株式会社（以下「JR北海道」という。）の発行する「clover Kitaca」（以下「本カード」という。）の発行条件、機能及び使用方法等について定めるものです。

第2条（本カードの発行）

1. 本カードは、当行及びJCBの両社または、当行のみが次の各号に定める規約等（以下、「clover機能関連規約等」という。）に定めるクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」という。）とキャッシュカードとしての機能（以下「キャッシュカード機能」という。）の両方または「クレジットカード機能」のみ、及びJR北海道が「Kitacaに関する特約」に定めるJR北海道所定の乗車券で提供する機能（以下「Kitaca機能」という。）を1枚のカードで利用できるものとします。
 - (1) clover (JCB) 会員規約（個人用）（以下「会員規約」という。）
 - (2) clover (JCB) 特約
 - (3) clover保証委託約款
 - (4) cloverポイントサービス規定
 - (5) clover銀行お取引ポイント
 - (6) キャッシュカード規定
 - (7) ICキャッシュカード特約
 - (8) デビットカード取引規定
 - (9) Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス取引規定
2. 本カードは、clover機能関連規約等、Kitacaに関する特約及び本特約を承認のうえ、当行及びJCBに発行を申し込み、当行及びJCBが利用を認めた者（以下「会員」という。）に対し、発行されるものとします。
3. 本カードの申し込みができるのは、個人の方のみとします。また、申し込みは、当行から届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことを了解いただける方に限らせていただきます。
4. 本カードは、会員規約に定める本人会員に発行され、家族会員へは発行されません。
5. 本カードの申し込みにあたり、入会申込書及び提出いただいた書類は返却いたしません。

第3条（本カードの貸与・回収について）

1. 本カードの所有権は、当行に帰属し、会員に貸与するものとします。ただし、本カードのKitacaの機能に関わる権利はJR北海道に帰属します。

2. 会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードを管理するものとし、また、会員は、本カードを会員本人のみにおいて利用するものとし、本カードを第三者に貸与、質入れ、譲渡等により第三者に使用させることもその占有を第三者に移転することもできません。
3. 当行及びJCBまたはそのいずれかから本カードの返却の請求があった場合は、会員はその請求に従って、本カードを当行に返却するものとし、

第4条（本カードの作成及び交付）

1. 当行、JCB及びJR北海道（以下総称して「三社」という。）は本カードの作成について第三者に委託して作成することができるものとし、また、本カードの交付についても、当行が指定する委託先から届出の住所宛へ送付することができるものとし、
2. 本カードが、万が一不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行で所定の期間のみ保管します。所定の期間を経過した場合、当行は当該カードを破棄するものとし、

第5条（クレジットカード機能）

会員は、本カードをインプリンター加盟店（カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店）で利用することはできません。

第6条（本カードの盗難・紛失等）

1. 会員が、本カードを紛失・盗取された場合、本カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに当行及びJCBに連絡をするものとし、併せてJR北海道のKitaca取扱駅に申し出るものとし、
2. 前項の連絡の後、会員は遅滞なく当行所定の方法により当行に届出を行うとともに所轄警察署へ届出を行うものとし、
3. 本条第1項の連絡及び申し出を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、当行は「クレジットカード機能」と「キャッシュカード機能」の両方の機能が搭載されたカードについては当該両方の機能の利用を、「キャッシュカード機能」のないカードについては「クレジットカード機能」のみの利用を停止し、JCBは「クレジットカード機能」の利用を停止し、JR北海道は「Kitaca機能」の利用を停止します。三社またはそのいずれかのシステムが休止している間に三社が連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードの利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りな

どで本カードが使用できないことが生じても、三社は責任を負いません。

4. 盗難・紛失等により被る損害については、「キャッシュカード機能」に関してはキャッシュカード規定が、「クレジットカード機能」に関しては会員規約が、「Kitaca機能」に関しては「Kitacaに関する特約」がそれぞれ適用されるものとします。

第7条（届出事項の変更）

1. 氏名に変更があった場合には、会員は、本特約第8条に定める届出方法によりカードの再発行を届け出るものとします。
2. 住所その他の届出事項に変更があった場合には、会員は速やかに当行に所定の方法により届け出るものとします。

第8条（本カードの再発行）

1. 本カードの紛失・障害等及び氏名変更等を理由に会員が当行に所定の方法にて届出をすることにより、三社に対し本カードの再発行の申し出を行い、当行及びJCBが再発行を承認した場合には、本カードを再発行するものとします。
2. 本カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、「キャッシュカード機能」、「クレジットカード機能」及び「Kitaca機能」の利用はできない場合があります。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても三社は責任を負いません。
3. 本カードを再発行する場合には、当行所定の手数料をいただく場合があります。

第9条（本カードの有効期限）

1. 本カードには、「キャッシュカード機能」、「クレジットカード機能」及び「Kitaca機能」に共通の有効期限があります。
2. 本カードの有効期限が到来し、三社が引き続き利用を承認する場合、有効期限を更新した新しい本カード（以下「更新カード」という。）を当行届出住所宛に送付します。
3. 前項の場合において、当行が「クレジットカード機能」の有効期限の更新を承認しないときは、「クレジットカード機能」とともに「Kitaca機能」も、有効期限をもって終了するものとし、当該カードに「キャッシュカード機能」が付帯されていた場合には、キャッシュカードを当行届出住所に送付します。
4. 会員が本特約第7条第1項の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、三社は責任を負わないものとします。

第10条（本カードの利用停止等）

1. 三社は、会員が本特約、会員規約、キャッシュカード規定、Kitacaに関する特約に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、「クレジットカード機能」、「キャッシュカード機能」及び「Kitaca機能」の一部もしくは全部の利用を停止し、または利用資格を取り消す（以下「利用停止等」という。）ことができます。また、この場合、当行は付帯するサービスに係る契約についても、特に会員に事前に通知することなく解約できるものとします。
2. 利用停止等の場合には、当行は会員に事前に通知、催告等を行うことなく、本カードが利用可能な現金自動支払機や会員規約に定める加盟店等を通じて、本カードの回収を行うことができるものとします。
3. 利用停止等に伴って会員に生じる不利益、損害等については、三社は責任を負わないものとします。

第11条（本カードの解約）

会員は、本カードをいつでも解約することができます。解約にあたっては、当行に所定の方法にて届出することとします。また、会員は自己の責任のうえで当該カードを破棄するか、当行に返却するものとします。

第12条（機能の分離）

会員は本カードについて、「クレジットカード機能」、「キャッシュカード機能」ならびに「Kitaca機能」のうち単独の機能を他の機能と切り離して解約することはできません。

第13条（個人情報に関する同意）

会員は、三社が会員の下記個人情報について保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用することに同意するものとします。

（利用目的）

- （1）本カードの発行または発行したカードの会員の管理のため
- （2）本カードに関するサービス提供のため
- （3）法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため
- （4）会員への取引上必要な連絡及び取引内容の確認、その他取引を適切かつ円滑に履行するため

（当行及びJCBからJR北海道に提供、利用される情報）

カナ氏名、性別、生年月日

（JR北海道から当行及びJCBに提供、利用される情報）

clover Kitacaに付与されたKitaca固有の識別番号及びICカード乗車券機能の使用に関する情報

第14条（特約の適用）

本特約において特に定めがない場合は、会員規約、キャッシュカード規定、Kitacaに関する特約その他三社の定める規定を適用するものとします。

第15条（特約の改訂）

1. 本特約を変更する場合は、当行所定の方法により、その変更事項を事前に公表します。
2. 変更内容は、公表の際に定める相当期間を経過した日から適用され、適用日以降に会員が本カードを利用された場合は、変更事項または新特約を承認したものとみなします。